

# みえの食セレクション

## 申請前研修

---

雇用経済部 県産品振興課

# 説明資料の内容

---

- (1) 商標登録について ⇒ 【別資料】
- (2) みえの食セレクション選定申請調書について
- (3) みえの食セレクション申請に係る提出書類について

## (2) 選定申請調書 P.1

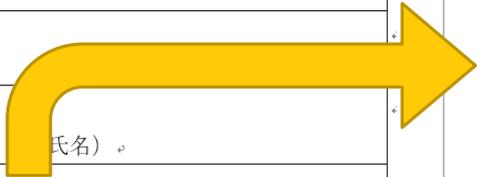
(様式第2号) 〃

みえの食セレクション選定申請調書 〃

1. 申請者の概要 〃

令和 年 月 日現在 〃

フリガナ 〃 法人等の名称 〃	
所在地 〃	〒 〃
フリガナ 〃 代表者 (職名) 〃	氏名) 〃
設立年月日 (注) 〃	年 月 日 〃
企業HP 〃 URL 〃	http:// 〃
経営理念 〃	



企業HPのトップページ  
につながるURLを記入してください。



## (2)-2 選定申請調書 P.5

食品の製造、加工、販売をするためには、  
 一部の場を除き、**営業許可の取得や届出を行う必要**があります。

※営業許可についてご不明な点がある場合は、  
 所轄の保健所までお問い合わせください。

※参考

・三重県HP

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/shokuhinsou dan/35449030837.htm>

・所轄する保健所(衛生指導課)

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/shokuhinsou dan/35462030850.htm>

	<p>(4) その他          みえの食セレクション申請商品は商標登録をしているか。          &lt;商標登録をしている場合&gt;          ・登録番号をご記載ください。          登録番号 [ &gt;          &lt;商標登録をしていない場合&gt;          ・今後の出願予定  <input type="checkbox"/> ある (〒 年 月 日)  <input type="checkbox"/> ない          ・商標調査を行い、他社商標を侵害していないこと及び類似商品がないか必ず確認してください。  <input type="checkbox"/> 確認済み</p> <p>※参考          ・特許情報プラットフォーム(商標調査)          (商標に関する出願・特許情報)の検索ツール  <a href="https://www.jp-platpat.com/">https://www.jp-platpat.com/</a>          ※商標の調査や登録の件についてお困りの際は、三重県知財総合支援窓口(電話:059-222-1111または0570-082100、e-mail:chizai@miesc.or.jp)までお問い合わせください。</p>
<p>法令遵守体制の整備</p>	<p>当てはまるものにチェックを入れてください。</p> <p>(1) 遵守する法律、省令、規則並びに規格・基準の社内における明確化</p> <p>① 食品衛生法</p> <p><b>【営業許可・届出】</b>  <input type="checkbox"/> 当該食品の製造、加工、販売に必要な営業許可の取得又は届出を行っているか。          ※販売場所については、製造・加工施設と同一の場合や、取り扱う食品が包装済みで、常温で長期保存が可能なものであれば、許可・届出は不要です。</p> <p>製造・加工施設(業種: )          (届出日又は更新日: 年 月 日)</p> <p>販売場所(業種: )          (届出日又は更新日: 年 月 日)</p>

# (2)-3 選定申請調書 P.6

## 【規格・基準】

- 規格又は基準が定められた食品（食肉製品、魚肉練り製品、乳製品、冷凍食品等）の場合は、規格・基準を遵守している。

## 【HACCPに沿った衛生管理】

- 各業界団体が作成する手引書を参考にした衛生管理計画を作成し、食品等取扱者や関係者に周知徹底を図っている。
- 公衆衛生上必要な措置を適切に行うための手順書を作成している。
- 衛生管理の実施状況を記録し、保存している。
- 衛生管理計画及び手順書の効果を検証、その内容を記録し、必要に応じてその内容を見直している。
- 衛生管理上不適合が確認された場合は、是正措置を講じ、その記録を保存している。  
※衛生管理計画とその実際の記録の写しを添付してください。

## ② 食品安全基本法

- 表示制度の適切な運用、確保がなされている。
- 食品安全確保に関する教育、学習がなされている。
- 緊急事態への対応等に関する体制整備がなされている。
- 環境に及ぼす影響について配慮されている。  
(例・排水方法など)

## ③ 食品表示法

- 容器・包装の見やすい場所に、名称、原材料名、アレルギー、賞味・消費期限、その他必要な項目を表示している。  
※細かいポイントについては、【別紙】を確認してください。
- 食品表示に問題がないことを確認済みである。
- 栄養成分表示に問題がないことを確認済みである。  
※食品表示及び栄養成分表示について疑義が生じた場合は、所轄の保健所に相談することができます。

## ④ 景品表示法

- 商品の品質や規格等について、実際のものより著しく優良であると誤認される表示をしていない。
- 商品の効果・性能の表示をしている場合は、客観的・合理的な根拠を持ち合わせている。

原則、食品の製造、加工、販売を行う全ての事業者が、衛生管理計画を作成する必要があります。

※HACCPに沿った衛生管理についてご不明な点がある場合は、所轄の保健所までお問い合わせください。

※参考

・三重県HP

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/p0015300009.htm>

・所轄する保健所(衛生指導課)

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/shokuhinsou/dan/35462030850.htm>

# (2)-4 選定申請調書 P.6

## 【規格・基準】

- 規格又は基準が定められた食品（食肉製品、魚肉練り製品、乳製品、冷凍食品等）の場合は、規格・基準を遵守している。

## 【HACCPに沿った衛生管理】

- 各業界団体が作成する手引書を参考にした衛生管理計画を作成し、食品等取扱者や関係者に周知徹底を図っている。
  - 公衆衛生上必要な措置を適切に行うための手順書を作成している。
  - 衛生管理の実施状況を記録し、保存している。
  - 衛生管理計画及び手順書の効果を定期的に評価し、必要に応じてその内容を見直している。
  - 衛生管理上不適合が確認された場合は、是正措置を講じ、その記録を保存している。
- ※衛生管理計画とその実際の記録の写真を添付してください。

## ② 食品安全基本法

- 表示制度の適切な運用、確保がなされている。
- 食品安全確保に関する教育、学習がなされている。
- 緊急事態への対応等に関する体制がなされている。
- 環境に及ぼす影響について配慮がなされている。  
(例・排水方法など)

## ③ 食品表示法

- 容器・包装の見やすい場所に、名称、原材料名、アレルギー、賞味・消費期限、その他必要な項目を表示している。  
※細かいポイントについては、【別紙】を確認してください。
- 食品表示に問題がないことを確認済みである。
- 栄養成分表示に問題がないことを確認済みである。  
※食品表示及び栄養成分表示について疑義が生じた場合は、所轄の保健所に相談することができます。

## ④ 景品表示法

- 商品の品質や規格等について、実際のものより著しく優良であると顕認される表示をしていない。
- 商品の効果・性能の表示をしている場合は、客観的・合理的な根拠を持ち合わせている。

食品表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解するための重要な情報源となっていますので、適切に表示しましょう。

※食品表示についてご不明な点がある場合は、所轄の保健所までお問い合わせください。

※参考

・三重県HP

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUA/HP/69482043414.htm>

・所轄する保健所(衛生指導課)

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/shokuhinsou/dan/35462030850.htm>

## (2)-5 選定申請調書 P.6,7

<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 食品安全確保に関する教育、学習がなされている。</li><li><input type="checkbox"/> 緊急事態への対応等に関する体制整備がなされている。</li><li><input type="checkbox"/> 環境に及ぼす影響について配慮されている。 (例・排水方法など)</li></ul> <p>③ 食品表示法</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 容器・包装の見やすい場所、賞味・消費期限、その他必須項目を表示している。 ※細かいポイントについては【別紙】を確認してください。</li><li><input type="checkbox"/> 食品表示に問題がないことを確認済みである。</li><li><input type="checkbox"/> 栄養成分表示に問題がないことを確認済みである。 ※食品表示及び栄養成分表示について疑義が生じた場合は、所轄の保健所に相談することになります。</li></ul>
<p>④ 景品表示法</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 商品の品質や規格等について、実際のものより著しく優良であると誤認される表示をしていない。</li><li><input type="checkbox"/> 商品の効果・性能の表示をしている場合は、客観的・合理的な根拠を持ち合わせている。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 無果汁の清涼飲料水等について、その旨正しく表示されている。</li><li><input type="checkbox"/> 商品の原産国について、不当な表示がない。</li></ul> <p>⑤ 健康増進法</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 健康の保持増進効果等について、著しく事実に相違する又は、著しく人を誤認させるような表示をしていない。</li><li><input type="checkbox"/> 特別用途食品(乳児の発育や、妊産婦、授乳婦、えん下困難者、病者などの健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示を行う食品)として食品を販売する場合、その表示について許可を受けている。</li></ul>

商品の品質や規格等について、実際のものより著しく優良であると誤認される表示を  
していませんか？

※景品表示法についてご不明な点がある場合は、  
三重県消費生活センター(059-224-2400)までお  
問い合わせください。

※参考

・消費者庁HP

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/)

## (2)-6 選定申請調書 P.7

<input type="checkbox"/> 無果汁の清涼飲料水等について、その旨正しく表示されている。
<input type="checkbox"/> 商品の原産国について、不当な表示がない。
<b>⑤ 健康増進法</b>
<input type="checkbox"/> 健康の保持増進効果等について、著しく事実に相違する又は、著しく人を誤認させるような表示をしていない。
<input type="checkbox"/> 特別用途食品（乳児の発育や、妊産婦、授乳婦、えん下困難者、病者などの健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示を行う食品）として食品を販売する場合、その表示について許可を受けている。
<b>⑥ 労働安全衛生法</b>
● 従業員の作業安全確保のための必要な対策を行なっているか。
<input type="checkbox"/> 労働災害防止計画の策定
<input type="checkbox"/> 職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識の周知・徹底
<input type="checkbox"/> 作業安全のためのルールや手順の順守
<input type="checkbox"/> 資機材、設備等の安全性の確保
<input type="checkbox"/> 作業環境の整備
<input type="checkbox"/> 事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析、共有
<input type="checkbox"/> その他取組内容
{
● 従業員の事故発生時に備えた措置を講じているか。
<input type="checkbox"/> 労災保険への加入等、補償措置の確保
<input type="checkbox"/> 事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）手順の明文化
<input type="checkbox"/> 事故発生時の事業継続のために行なう準備

健康の保持増進効果等について、著しく事実に相違する又は、著しく誤認させるような表示になっていませんか？

※健康の保持増進効果についてご不明な点がある場合は、所轄の保健所までお問い合わせください。

※参考  
・消費者庁HP

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant\\_advertisement/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/)  
所轄する保健所（健康増進課）  
[https://www.pref.mie.lg.jp/s\\_kencho/KENCHO/index.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/s_kencho/KENCHO/index.htm)

## (2)-7 選定申請調書 P.5～7

---

### ★注意★

商標登録・食品表示・景品表示・健康保持増進効果等表示は、  
「みえの食セレクションに応募するから確認する」ものではなく、  
商品として取り扱うにあたって必ず確認しておくべき内容です。

あくまでも事業者の皆さまの責任により対応していただくものとなりますので、その点を十分にご理解のうえ、各項目に記入してください。

## (3)-1 提出書類

★は提出必須書類

(1) みえの食セレクション選定申請書(様式第1号): 1部 ★

(2) みえの食セレクション選定申請調書(様式第2号): 1部 ★

(3) 誓約書(様式第3号): 1部 ★

詳細は別ページで説明

(4) 申請者の概要が分かる書類 ア、イ: 各1部 ★

※イについて、電子データがない場合は、郵送にて14部ご提出ください。

ア) 【法人】登記簿謄本の写し(過去6ヶ月以内に発行のもの)

【法人以外の団体】代表者の住民票の写し(過去6ヶ月以内に発行のもの)

【個人】申請者の住民票の写し(過去6ヶ月以内に発行のもの)

イ) 申請者の事業内容等が分かる書類(会社案内等)

## (3)-2 提出書類

★は提出必須書類

- (5) 選定を受けようとする県産品の概要が分かる書類(商品カタログ、チラシ等)  
:1部 ★  
※電子データがない場合は、郵送にて14部ご提出ください。
- (6) FCP展示会・商談会シート:1部(参考:項目補足シート) ★
- (7) 生産物賠償責任およびリコール費用に係る保険に加入していることが分かる資料の写し:1部 (加入している場合)
- (8) 商品の安全対策における、トラブル発生時の対応マニュアル等、取組内容が分かる資料:1部 ★

## (3)-2 提出書類

---

★は提出必須書類

(9) 商標登録証の写し

: 1部 (選定を受けようとする県産品が商標登録を行っている場合)

(10) 選定を受けようとする県産品にかかる営業許可の取得又は届出を行っている

ことが分かる資料の写し: 1部 ★

(11) HACCPに係る衛生管理計画およびその実際の記録の写し: 1部 ★

## (3)-3 提出書類

★は提出必須書類

- (12) 選定を受けようとする県産品の容器包装全体および食品の一括表示が分かるもの(現物・画像可): 1部 ★  
※画像の場合は、食品表示が分かる明瞭なもの
- (13) 食味審査会用レシピ: 1部 ★
- (14) 納税証明に関する書類(過去6ヶ月以内に発行のもの) ア、イ: 各1部 ★  
※三重県内に本支店や営業所がある事業者はア、イ両方。  
その他の事業者はイのみ。
- ア) 三重県の県税事務所が発行する「納税証明書(県税に滞納がないことを証明する内容)」の写し  
イ) 国の税務署が発行する「納税証明書その3 消費税および地方消費税」の写し

# おわりに

---

- ◆例年、チェック項目のチェック漏れや、記述項目の空欄が散見されます。記入箇所にも漏れがないかご確認のうえ、ご提出をお願いします。
- ◆みえの食セレクションの申請にあたりご不明な点がございましたら、お気軽に下記までご連絡ください。

三重県 雇用経済部 県産品振興課 県産品販売促進班  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
TEL 059-224-2336 FAX 059-224-3024  
MAIL syokusan@pref.mie.lg.jp